

身体障害者福祉法施行令第6条第1項の規定により、身体障害者福祉法第17条の2第1項の規定による診査を受けるべき旨を次のとおり公告します。

平成27年10月1日

京都市長 門川 大作

1 対象となるもの

三友 明茂（手帳番号 京都市第361162号）

2 提出書類

- (1) 身体障害者手帳交付申請書
- (2) 身体障害者診断書・意見書
- (3) 写真（縦4cm×横3cm、上半身、脱帽）1枚

3 提出期限

平成27年10月31日

4 提出先

右京福祉事務所支援課支援第二係

5 その他

- (1) 対象となるものから申し出があった場合は、上記に加え、診査を受けるべき障害名、根拠となる法令等の条項等を記載した書面を交付します。
- (2) 正当な理由なく、提出期限までに書類を提出されないときは、身体障害者福祉法第16条第2項の規定により、身体障害者手帳を返還していただくこととなります。
- (3) 身体障害者福祉法に定める障害程度に該当しないと指定医師が診断されたときは、上記提出先に身体障害者手帳を御返還ください（上記2の提出書類は不要です。）。

（地域リハビリテーション推進センター企画課）